

岩手県告示第 430 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 5 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 4 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社平谷鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市本町一丁目 11 番地
 - ウ 代表者の氏名 平谷伸二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 3932 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 3 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 27 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菊功工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字泉沢 5 地割 54 番地 2
 - ウ 代表者の氏名 菊池功太郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 4908 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 27 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 13 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社四ツ家興業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字巢子 938 番地 18
 - ウ 代表者の氏名 四ツ家昭夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 5811 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 12 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 5 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社しばや水道工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字笹崎 138 番地 4
 - ウ 代表者の氏名 栗村親雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 6569 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 4 日付けで土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止し

た旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 2 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菅原建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字小田 16

ウ 代表者の氏名 菅原久男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 7295 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 2 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 9 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市紺屋町 4 番 28 号

ウ 代表者の氏名 関口正雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第 9148 号

(3) 処分の内容 土木工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 3 日付けで土木工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 25 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社水佑建設

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町陣ヶ岡字沢田 19 番地

ウ 代表者の氏名 水本佑治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第 20500 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 18 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 16 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社チカ工業

イ 主たる営業所の所在地 遠野市青笹町中沢 2 地割 53 番地

ウ 代表者の氏名 鈴木政宏

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 100019 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 13 日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成 19 年 4 月 20 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社上野工業

イ 主たる営業所の所在地 釜石市唐丹町字小白浜 429 番地 3

ウ 代表者の氏名 上野伊六

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 110006 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 4 月 9 日付けで、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。